

省エネエアコンへ買い換えた方に 最大5万円補助します

(南魚沼市「省エネエアコン」普及促進補助金)



南魚沼市では、2050年カーボンニュートラルに向け、ご家庭から排出されるCO2の削減や地球温暖化問題に対して興味を持っていただくことを目的として、省エネエアコンへの買換えに対する補助事業を実施します。

【申請受付期間】

- ・令和6年5月1日(水)
～令和6年5月31日(金)
- ※申請額が予算額に達した場合は、交付対象者の決定は抽選で行います。
- ※予算額：500万円(想定件数：100件程度)

【補助対象経費】

- ・省エネエアコンを購入した際の製品代
- ※令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)(申請受付期間内)に購入した製品が対象となります。
- ※1世帯1台となります。

【補助対象者】

- 以下のすべてに該当する方
- ・南魚沼市に住民登録をしている方
 - ・申請日時点で居住している住宅において、既設のエアコンを省エネエアコンへ買換えた方
 - ・申請者及び同一世帯の方に市税の滞納がない方

【補助金額】

製品代金の1/5または下記の上限額のうちいずれか低い金額

- ・5万円(市内に本社が有る市内店舗)
- ・3万円(市内に本社が無い市内店舗)

【補助対象機器】

- 以下のすべてに該当する製品
- ・目標年度2027年度において、省エネ基準達成率が100%以上のエアコン
 - ・住宅に固定して設置するエアコン

赤枠部分を必ずご確認ください

- ・省エネ性マークが緑色
- ・目標年度が2027年度
- ・省エネ基準達成率が100%以上



【申請について】

省エネエアコン普及促進補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付し、環境交通課に提出してください。

- ・省エネエアコンを購入した際の領収書などの写し
(購入金額、購入日、購入店舗名、機種名(型番)の記載があるものに限る)
- ・補助金振込先の預貯金通帳の写し(口座番号、口座名義人(カタカナ)のわかる面の写し)
- ・既設のエアコンの設置状況がわかる写真
- ・交付決定前工事着手届(様式第3号) ※交付決定を受ける前に設置工事を行う場合のみ必要
- ・その他必要な書類

※具体的な申請書類や手続きについては市ウェブサイトをご確認ください



【お問い合わせ・申請先】南魚沼市役所 環境交通課 環境交通班

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1 025-773-6666

【手続きの流れについて】

